

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画



2020

向日市教育委員会

第5章 史跡長岡宮跡の現状と課題

第1節 保存（保存管理）の現状と課題

1) 指定地全体の保存（保存管理）の現状と課題

史跡指定地は所有形態の面からは、大きくは公有地と私有地に分けられる。

公有地については、基本的には史跡（本質的価値）の保存や活用整備に関する行為以外は行っておらず、現状を維持するための見廻り・点検、維持管理等を行っている。なお、公有地の中には市道（史跡指定地）が含まれており、道路機能を維持するための維持補修のほかに遺構を道路内に表示した美装化等も適宜行っている。



5-1 図 市道（史跡指定地）内に表示された長岡宮大極殿の遺構（美装化事業、道路の東西は史跡整備地、南から）

私有地については、各所有者・管理者等関係者には現状変更等の制限があることを理解の上で、日常的な生活等の場として利用されている。

公有地の管理については、日常的な管理等により基本的には史跡は一定の状況が維持されているが、大極殿（大極殿公園）を分断する市道部分については、市道両側の公園部分（史跡整備地）より 0.3m～0.7m低いことから長岡京期の遺構が残存する可能性は低い、補修等による現状変更行為が今後も続くことが予想され、また用途も史跡と直接関係ないことから、市道の機能の停止等に向けての条件整備が課題となる。

私有地の管理については、管理団体の向日市では所有者の同意が取れ次第公有化を行う方針であるが、それまでの期間は所有者による現状保存と環境保全等への理解と協力を今後とも得る必要がある。

周辺の都市計画道路では、中枢部南側に主要地方道西京高槻線方面と阪急西向日駅を連絡する西向日町停車場長法寺線（幅員 18m）及び国道 171 号方面と同駅を連絡する西向日町停車場鶏冠井線（幅員 16m）が設定されている。両線は地域幹線道として機能するものと位置づけがなされているが、西向日町停車場鶏冠井線は長岡宮史跡指定地（築地跡）内を計画線が通っており、計画路線の見直しなど調整が必要である（2-12 図参照）。

2）構成要素毎の保存（保存管理）の現状と課題

史跡指定地を構成する諸要素毎の保存（保存管理）の現状と課題をまとめると以下のようになる。

表 5-1 個々の構成要素毎の現況と課題

史跡指定地内	本質的価値を構成する諸要素	
		保存（保存管理）の現状と課題
	地下遺構	地下遺構は整備にあたり、覆土保存の上、遺構上面で整備されているため、遺構は基本的には保存されている。 遺構面は概して浅いため、未整備地を含めて、大径木化した樹木の根による遺構への影響の有無の確認や影響程度のモニタリング等を検討する必要がある。
	遺物	遺物は調査主体等によって、分散して保存されているものもある。これら複数の保管場所にある遺物も含めて、データの一括管理を検討する必要がある。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	保存を目的とする施設	史跡整備が完了している地区では、整備施設の維持管理を実施している。指定地は分散しており、未整備箇所については史跡を明示する施設（史跡標識等）や説明施設が無いものがある。 整備施設の経年劣化等に際しては、更新等を適宜行う必要がある。公有化や追加指定の関係で一体的整備に一定の時間を要する箇所については、史跡標識等保存管理施設の設置を検討する必要がある。
	公開・活用施設	史跡整備が完了している地区では、整備施設の維持管理を実施している。 経年劣化等に際しては、更新等を適宜行う必要がある。 樹木の中には、大径木化したものや、日照の関係で変形し大きく倒れ込んだもの（内裏公園のカイズカイブキ）、遺構表示上で灌木が大きく育って（大極殿及び後殿跡）遺構表示部分が解りにくくなっているものがある。
	歴史的史跡顕彰碑と大極殿祭（無形の要素）	大極殿公園で現状保存されている。 長岡宮跡の遺構等本質的価値ではないが、重要な歴史的要素として今後とも適切に保存管理する必要がある。 顕彰碑建立以来120余年を経ていることから、文化財保護顕彰の意味からも文化財指定等を検討する必要がある。
	その他	史跡指定地内の私有地（宅地）は、現状変更等については厳格な規制により現状が維持されている。 保存を確実にするために、保存のための整備（現公有地）、公有化（現民有地）を推進する必要がある。 史跡整備地における、史跡と直接関係しない要素の新設や更新に際してのルールづくり等を検討する必要がある。

3) 史跡外の宮中枢部及び周辺の現状と課題

① 宮中枢部の現状と課題

ここでは大極殿院・朝堂院、第二次内裏（東宮）、第一次内裏（西宮）、築地を宮中枢部として、宮中枢部及び周辺の現状と課題について述べる。

<遺構>

大極殿・朝堂院・内裏（第二次・第一次）・築地

史跡指定地は長岡宮跡の中枢部である、大極殿院・朝堂院・内裏・築地の遺構分布地のうちの一部にあたる。大極殿院では院を取り囲む回廊や北門、朝堂院では西第四堂以外の7つの朝堂・南門・東門・西門・回廊・築地・楼閣（東）、内裏では正殿等内裏内郭の建物群、内郭を囲む回廊・門といった史跡指定地と連続する遺構分布地（想定含む）が未指定となっている。また現在その一部が指定されている内裏は、延暦8年（789）に西宮から移建されたもの（第二次内裏・東宮）で、大極殿院を挟んで西側に比定されている第一次内裏（西宮）は未指定である。推定第一次内裏に含まれる向陽小学校の建てかえに伴う埋蔵文化財発掘調査では複廊式の回廊遺構が検出されている。検出遺構は保存措置がとられ、遺構直上の校舎内で柱穴の表示や遺構の解説パネル等の掲示をしている。このように重要遺構については保存活用が図られているものの、調査範囲は一部に限られており、今後遺構の解明や保存措置を検討する必要がある。

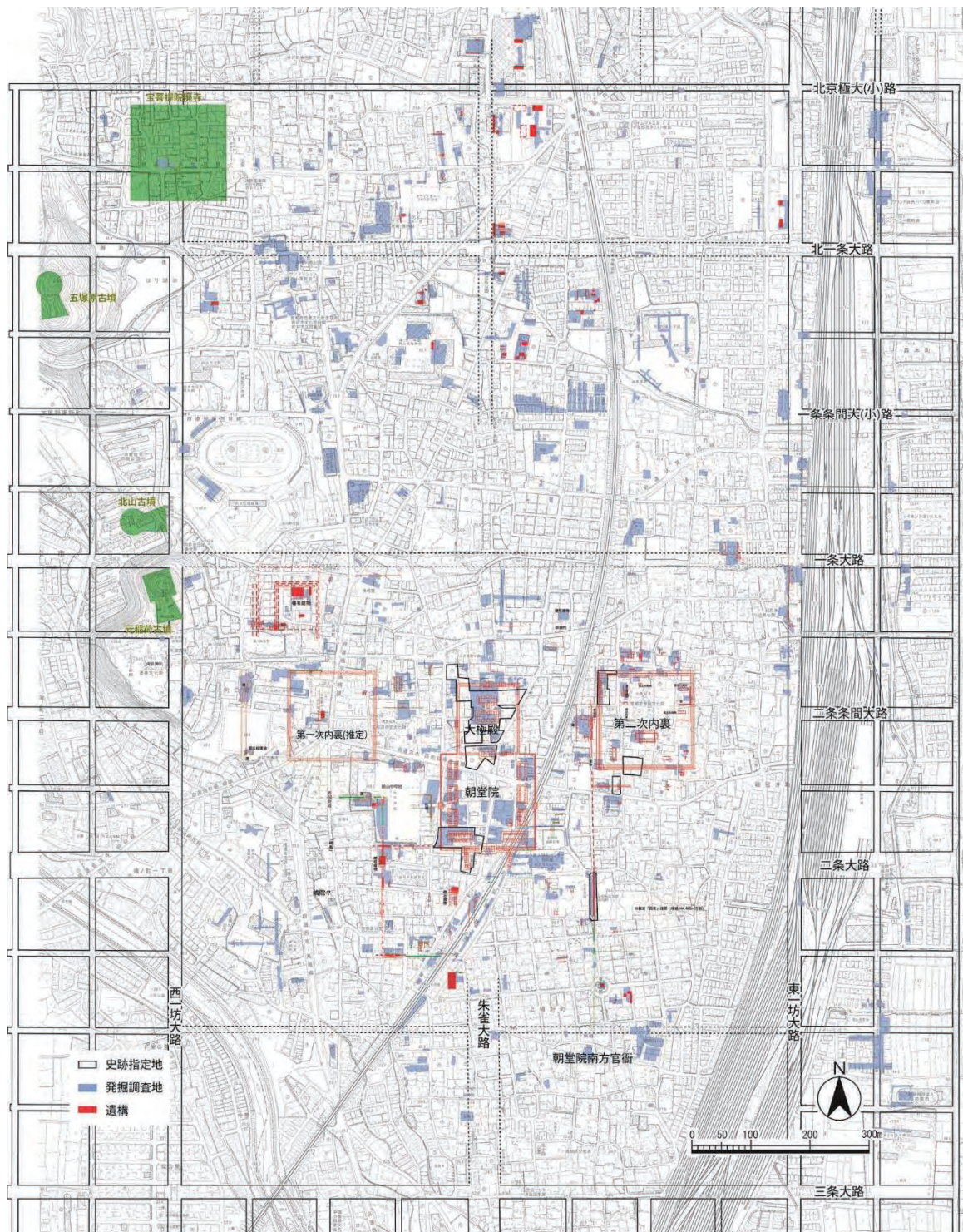
その他周辺の遺構

朝堂院西方（豊楽院相当地区）では豊楽院に相当する施設は確認されていないが、宮内二条大路を南北に縦断する築地・門などが検出されている。朝堂院南方（朝集殿院相当地区）では朝堂院建物に柱筋を揃えた大型の礎石建物の一部が確認されている。また、さらにその南方（兵部省等比定地）でも大型の礎石建物が確認されている。この他第二次内裏の西外郭築地の西南にある築地（史跡指定地）は、その東側にあったとみられる何らかの重要な地区（南院等比定地）の区画線と推定されている。また二条大路南方では、前期に相当するいくつかの掘立柱建物なども検出されている。

以上のように中枢部及び周辺には宮跡でも重要な遺構が分布すると考えられるが、調査範囲が限られているため全容を解明するまでには至っていない状況で、更なる調査が必要である。

このように中枢部全体面積約 67,000 m²のうち、史跡指定地は 15,000 m²余りと中枢部の2割程に過ぎないため、可能な箇所から順次追加指定等による計画的な保護策をとる必要がある。

なお、長岡宮の範囲については、北と南の端が未確定であることから、宮城門の計画的な調査等により宮域を確定する必要がある。



5-2 図 長岡宮域調査箇所及び遺構検出状況図

＜土地利用等＞

大極殿院・朝堂院は史跡・公有化されている箇所以外は大半が住宅として利用されている。また、朝堂院を分断する形で西方から府道志水西向日停車場線が延び、西第一堂上を通り中央部で南に折れ朝堂院南門上を通過して阪急西向日駅へ通じている。

この他にも大極殿上を通るものや、北方の阪急東向日駅方面から南下し朝堂院内で先の府道に連絡し、東に折れて国道171号方面に延びる市道など、複数の市道が遺跡内を通っている。

さらに阪急京都線の線路が朝堂院東門―東第三堂―東第四堂上を通過するなど、道路等交通網によって遺跡が縦横に分断される形となっている。

このような状況は第二次内裏（東宮）も同様で、内裏の中央部北半を北真経寺が占め、その回りをループ状に市道が通り、この市道から東西、南北方向に築地回廊を分断して延びる市道が数本通っている。その他の内裏の大半は住宅である。なお北真経寺境内の一部は駐車場として利用されている。

長岡宮の中枢部周辺の土地利用も大半が住宅となっている。住宅以外の主な施設として、朝堂院西隣に向日市立勝山中学校、その北に南真経寺、南に石塔寺、西北に向日市立向陽小学校などがある。向日市立向陽小学校敷地内の埋蔵文化財発掘調査で、第一次内裏（西宮）の北西隅回廊部分とみられる遺構が検出されており、内裏内郭の北西部は学校用地となっていることになる。推定第一次内裏は中央部を南北に主要地方道西京高槻線（物集女街道）が貫いており、推定内裏内郭の南で主要地方道に東・西方向から連絡する府道志水西向日停車場線・府道長法寺向日線が接続している。

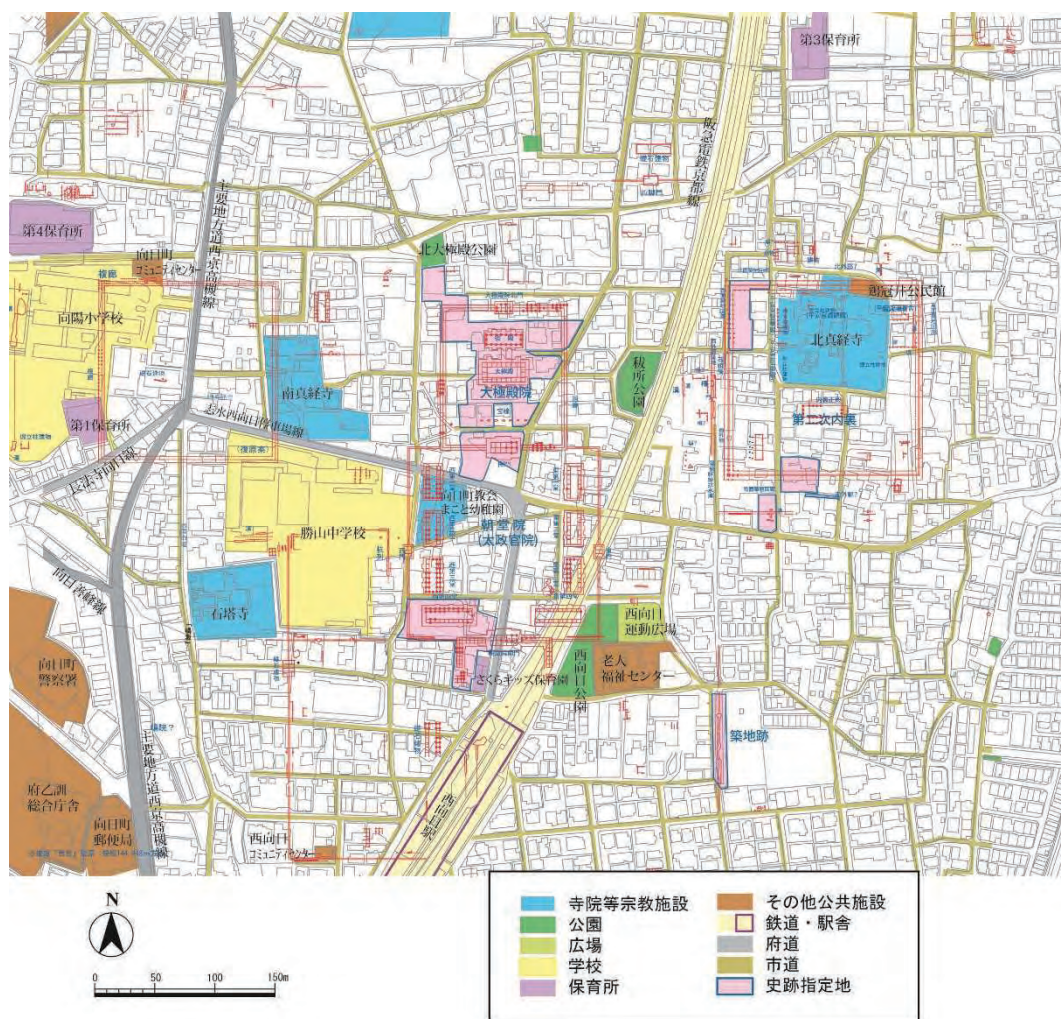
寺院は中世以来の歴史をもち、北真経寺、南真経寺は本堂等が府の指定等文化財になっており、重要文化財等の寺宝も多い。

公園緑地では阪急京都線の線路沿いで大極殿院の東に^{はらいじよ}菰所公園、朝堂院東第四堂東側付近に西向日公園、大極殿院の西北に北大極殿公園などがあるがいずれも500～1,500㎡程度の小規模な街区公園である。

また西向日公園の東隣に老人福祉センター、その北に西向日運動広場といった施設もある。

このように長岡宮中枢部及び周辺は住宅地区となり、住宅をはじめとして、道路・鉄道といった交通施設や教育施設などの都市施設が高密度に分布するなど高度な土地利用がなされている。

特に大極殿・朝堂院と第二次内裏間は阪急の線路によって東西に分断されており、両者をつなぐ連絡道も限られている状況であるなど、現状の土地利用と宮跡の保存の調整を図りながら、一体的な保存にむけての取組みが課題となっている。



5-3 図 史跡周辺の宮跡中枢部の土地利用状況

② 長岡宮跡域の現状と課題

宮跡域は、本市のほぼ中央、東西約1km、南北約1.6kmの範囲に広がり、コンパクトな市域の中で面積にして約1/5を占めている。

本市は、長岡京廃都後は長らく長閑な田園地帯であったが、大都市近郊という利便性から昭和半ば以降、農村地帯から近郊住宅都市へと大きく変貌し、現在では市域の大半が宅地化している状況である。

このような市の中心市街地に広がる長岡宮跡域の土地利用等の現状と保存活用上の課題として以下のようなことがあげられる。

- 宮跡域でこれまで行われた埋蔵文化財発掘調査は500次を超えており、調査データも膨大な量に上り、新たな知見も多く得られている。しかし、開発に伴う埋蔵文化

財調査の多くは調査範囲も限られているため、宮跡の南と北の端が未確定であるのをはじめとして、官衙政庁や曹司区画等の状況等の全体像の解明に至らないなど、点的な成果しか得られない場合は、十分な保存の手立てが行えない状況である。

現在の土地利用の状況や、宮跡が市域の約1/5を占めることなどから、宮跡全域を現状保存することは現実的に困難であると言わざるを得ないことから、重点的保存活用の範囲を設定するなどして、面的保全を計画的に図ることが必要である。

- 宮跡全域において宅地化が進行しており、市街地内に点在する農地や竹林等のある向日丘陵を除くと、宅地や商業系の土地利用が大半を占める状況である。

商業系用途地域（近隣商業地域）では大規模な商業施設はみられないものの、娯楽・レクリエーション地区（地区計画区域）となっている向日町競輪場や市役所、図書館・文化資料館等主要な公共施設が集中し、文化施設等も多いことから宮中樞部等とのネットワーク化による一体的活用を検討する必要がある。

住居系については、駅周辺を中心に比較的早くから開発されたため低層の落ち着いた住宅が多いものの、宅地化が先行したため一定の規模をもつ公園・緑地等のオープンスペースが不足しており、長岡宮跡は公共空地や公園施設として憩いや集い等多目的な機能が期待されている。

これらの機能の充足と史跡の保存の両立が必要である。

- 宮跡域には宮関連遺構の他にも多くの歴史・文化遺産が所在し、本市の歴史と文化を物語る重要な資源である。さらには京城には離宮や長岡京遷都以前の古墳等もあるなど歴史的文化遺産の広がりには宮跡に留まらない。

このような連綿とつづく歴史と文化の流れを顕らかにするために、長岡宮跡の保全整備と共に周辺の歴史的文化遺産や情報発信となる文化施設等の利活用も連動して図る必要がある。

第2節 活用の現状と課題

1) 大極殿祭

明治 28 年(1895)に桓武天皇と長岡宮を顕彰して行われた建碑の翌年から執り行われるようになった大極殿祭は、第二次世界大戦と戦後の混乱期に一時中断があったが、その後、昭和 32 年(1957)に「西山保勝会」が発足して引き継がれ、昭和 36 年(1961)には向日町（現在の向日市）の主催で挙行されるようになった。120 余年の歴史をもつ長岡宮の顕彰に関する行事として貴重であり、また本祭の契機となった「長岡宮城大極殿遺址」と刻まれた大極殿顕彰碑とは密接不可分の関係にある。

昭和 40 年(1965)頃の大極殿祭には、学校行事の一環として児童・生徒も出席していた。

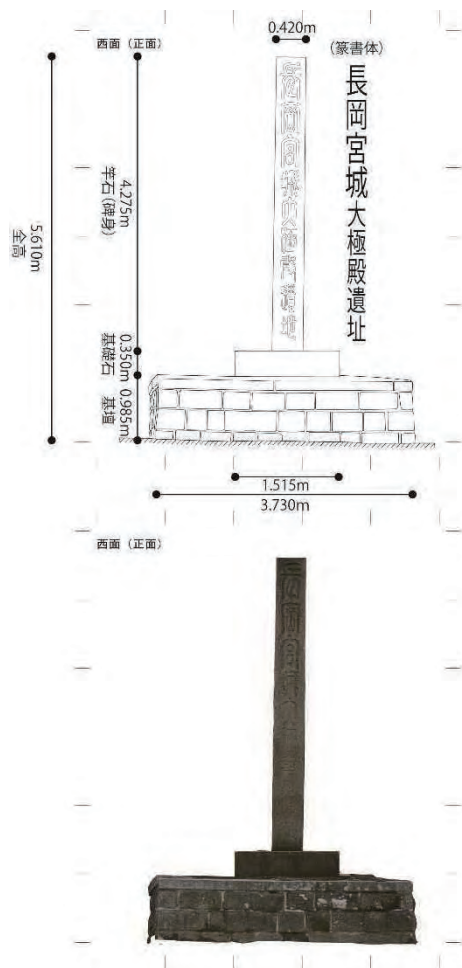
現在の「大極殿祭」は、毎年 11 月 11 日に史跡長岡宮跡として整備された大極殿公園において、昭和 47 年(1972)に組織された「大極殿遺蹟保存協賛会」の主催により開催されている。

祭が開催される大極殿公園周辺は、阪急西向日駅の北方に位置し、埋蔵文化財発掘調査の契機となった昭和 30(1955)年代の開発により、低層の戸建て住宅が整然と並ぶ良好な環境を形成している。

近年の生活スタイルや住環境の変化に伴い、「大極殿祭」の開催や運営には厳しいものがあり、観光振興を見据えた日曜日の開催や、市民まつり会場での開催などの案もある。

しかし、歴史的意義のあるこの地で生まれ育った誇りを大切にし、歴史遺産を守るだけでなく、それを活用し、次世代に継承することを責務として、長岡宮大極殿の地と 11 月 11 日の開催を守り続けている。

大極殿祭は、前日に、史跡長岡宮跡が所在する地元の鶏冠井区から奉納された注連縄や竹で、会場となる大極殿公園（史跡長岡宮跡）の南半部を神聖な場所とする準備から始まる。長岡宮大極殿遺蹟顕彰碑



5-4 図 大極殿祭の契機となった明治 28 年設置の長岡宮大極殿顕彰碑（平安遷都 1100 年記念）



5-5 図 大極殿祭 献饌

を前にして、整備地の入り口に竹で忌竹（竹の鳥居）が設置される。

当日は、平安神宮宮司及び長岡京跡を包蔵する向日市、長岡京市、大山崎町の首長及び議会議長など行政関係者や関係機関の長などを来賓として迎え、京都府神社庁乙訓支部長が齋主となり、同支部内の神職全員が奉仕する。

周囲を住宅が囲う公園（史跡）内において、雅楽のしらべにのり、修祓、
こうしん けんせん のりとそうじょう
 降神、献饌、祝詞奏上、舞い奉納、

玉串奉典などの動作が、古式に従い厳かに流れるように執り行われる。祝詞では、長岡京遷都の歴史と桓武天皇の業績、大極殿祭の起こり、長岡京を活かしたまちづくりを行うことへの誓いが奏上される。

そして、参列者一同が「いにしへの都『長岡宮』の歴史遺産を保護し、活用するとともに、次代に継承する」ことを誓う。

この大極殿祭の形式は、平成6年(1994)から「おとくに雅楽会」による雅楽や舞など舞楽の奉納が加えられているが、明治28年(1895)に郡祭として行われた建碑式から今日まで変わることなく、連綿として地域住民の長岡京跡を大切にする気持ちを表している。

このように長い歴史と伝統をもち、史跡の保存と活用に係わる行事であるが、周知が十分とはいえず、顕彰碑とともにその意義等を継承・発展させるための方策も検討する必要がある。

2) 整備地の活用

ここでは近年整備した朝堂院地区の整備を契機とした活用について述べる。

〔向日市の文化遺産パンフレット〕

整備地内に設置した案内所を活用施設と位置づけ、本施設の開所後に配布するパンフレットを作成した。

本パンフレットは、「向日市の文化遺産シリーズ」として、市全域の歴史的文化遺産、特産品や商店などを紹介した「むこうし歴史探訪マップ」A3版を1種類、個別の遺跡を紹介した（長岡京跡、長岡宮跡、鶏冠井遺跡、森本遺跡、元稻荷古墳、五塚原古墳、寺戸大塚古墳、物集女車塚古墳、



5-6 図 大極殿祭 巫女の舞



5-7 図 向日市の文化遺産シリーズ パンフレット

向日神社、須田家住宅、北真経寺、南真経寺、鴨田遺跡) のA4版を13種類の計14種類である。

今後も14種で留めることなく、順次新たな文化財を増やしていくとともに、英語、中国語(繁体、簡体)、韓国語等の外国語版も増刷し、観光振興にも対応していく計画である。

〔朝堂院公園案内所と案内員〕

本整備において、遺構の復元表示とともに設置した休憩・便所棟の施設を、「朝堂院公園案内所」(以下「案内所」という。)と命名し、長岡宮跡を含めた歴史的文化遺産への理解が深められ、史跡めぐりなどの拠点ともなるよう、出土遺物や写真パネル、映像資料などの展示、各種観光パンフレットを常備した。



5-8 図 朝堂院公園案内所全景(南東から)

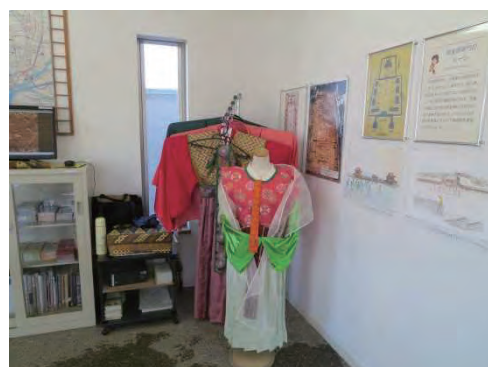
そして、整備期間中の平成22年(2010)6月22日に開所し、活用をはじめた。

本案内所内に、本整備地を含めた史跡長岡宮跡全体の文化財展示を行い、広報普及に努めることを第一義として、この目的に沿った史跡の活用を行うため「朝堂院公園案内員」を配置した。

案内員は、史跡長岡宮跡への来訪者に対し、前述した「むこうし歴史探訪マップ」等を用いて、本整備地の概要や史跡長岡宮跡など市内の歴史的文化遺産の案内と除草・清掃など整備地の維持管理を行っている。令和2年(2020)1月末までに71,802名、1日平均約22名の来訪者に対応し、好評を得ている。今後もこのように、ハード面の案内所の開所に併せ、ソフト面のパンフレットの作成や案内員の配置を並行して実施することにより、本整備地の活用の促進を図る必要がある。



5-9 図 案内所内部



5-10 図 古代衣装の貸し出し(案内所内)

3) 復元・体感アプリケーション「AR長岡宮」の導入・活用

① 「AR長岡宮」の導入

向日市では平成 25(2013)年度に文化庁の補助事業（文化遺産を活かした地域活性化事業）の採択を受け、史跡内におけるデジタルシステム・アプリケーション（以下「本アプリ」という。）の導入による史跡の活用を図っている。

導入の契機は、史跡長岡宮跡の立地が住宅密集地にあり、点的また史跡が分散している状況で、現在は平面的な遺構の表示を主体としているため、現地において遺跡の理解を深めるための手法の一つとして用いたものである。建物跡の復元等に比しても費用が押さえられること、史跡の現状に手を加えることなく往時の姿の再現等が可能であること、多様な解説・情報の提供が出来る、なども導入の契機となった。

「AR長岡宮」は、現実世界に仮想物（人工物）を付加する拡張現実（Augmented Reality 以下「AR」という。）及び仮想物のみによって表現する仮想空間（Virtual Reality 以下「VR」という。）技術等を用い、市販のスマートフォンやタブレット端末を用いて、五感に働きかけるアプリで、スマートフォン等がもつ位置情報（GPS）やカメラ・時計・カレンダー等の機能と連動させた多様な展開ができるというものである。かつての長岡宮の建物の再現等の情報については、これまでの埋蔵文化財発掘調査により検出した大極殿、朝堂院など主要な 26 施設の建物等を復元し、利用者が現地において往時の光景や、歴史上の人物との記念撮影などが体験できるというものである（図 5-12 図参照）。



5-11 図 AR長岡宮の紹介パンフレット

② 「AR長岡宮」の活用と応用

本アプリは、点在する各史跡で利用可能であるが、特に朝堂院公園に設置している案内所において、常駐する案内員の史跡解説などとともに、タブレット端末の貸し出し（第5-13図参照）も行っている。

利用状況は、本アプリを平成26年(2014)3月末に配信し、令和2年(2020)1月31日現在の約5年間の集計で、アプリのダウンロード件数が11,336件、貸出用タブレット端末の利用者は4,922件である。配信後1年が経過しタブレット端末の貸し出し件数が多く増えており、これは小学校の地域学習、ふるさと学習、社会科の歴史学習による学校教育面での団体の見学による増加が顕著である。

この他、本アプリを導入する過程で得られた成果を応用した活用も行っている。本アプリ内のAR/VR機能で遺跡を復元表示するために、26施設の建物を3次元コンピュータグラフィックスで作成したが、この成果を2次元化し、ペーパークラフト（5-14図参照）を作成した。長岡宮全体や大極殿、楼閣など7種類の建物のペーパークラフトを製作し、夏休み子供歴史教室などのイベントでの利用や、史跡来訪者への無料配布などを行っている。

また、平成27(2015)年度に実施した追加指定地の埋蔵文化財発掘調査地（大極殿院北西回廊）の現地説明会でAR長岡宮を遺構の説明の援用に用いた。これは現地説明会における端末の日本最初の利用例となった（5-15図参照）。同日には、開発会社の協力を得て、スマートグラスやヘッドマウントディスプレイといった最新のデジタルコンテンツを使用したAR長岡宮のデモ体験も行い好評を得た。

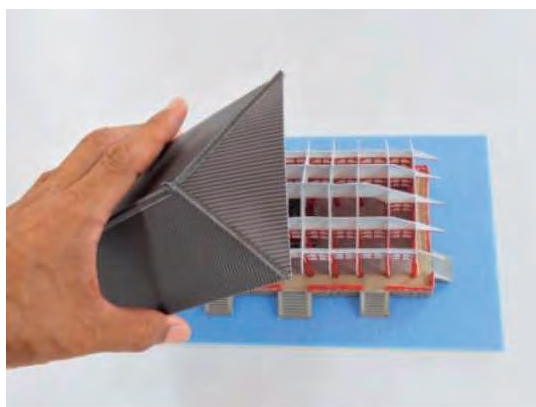
このようにデジタルコンテンツは、遺跡の新しい活用展開例として多くの可能



5-12 図 古代衣装を着用し、桓武天皇と記念撮影（大極殿公園、行幸啓碑前にて）



5-13 図 貸出用タブレットを活用した学習



5-14 図 大極殿のペーパークラフト

性を秘めているが、一方で、バーチャル世界が多様性を増すのに比例するように、現実的な体験としての、史跡の保存・現地での整備によるリアルな体験も求められており、両者の手法の調和ある選択が課題となる。

4) 史跡長岡宮跡復元体感具「ふわふわ！朝堂 in」の導入・活用

向日市では平成 30 (2019) 年度に文化庁の補助事業（文化遺産を活かした地域活性化事業）の採択を受け、空気で膨らむ塩化ビニル製の「史跡長岡宮跡復元体感具『ふわふわ！朝堂 in』」（以下「ふわふわ！朝堂 in」という。）の導入による史跡の活用を図っている。

導入の契機は、史跡長岡宮跡の立地が住宅密集地にあり、点的また史跡が分散している状況で、現在は平面的な遺構の表示を主体としているため、前述したアプリと同様に現地において遺跡の理解を深めるための手法の一つとして用いたものである。

ふわふわ！朝堂 in の規模は、長岡宮朝堂院西第四堂の 1 / 2 のスケールで、教材等としての活用、地域振興や観光振興などまちづくり促進のためである。



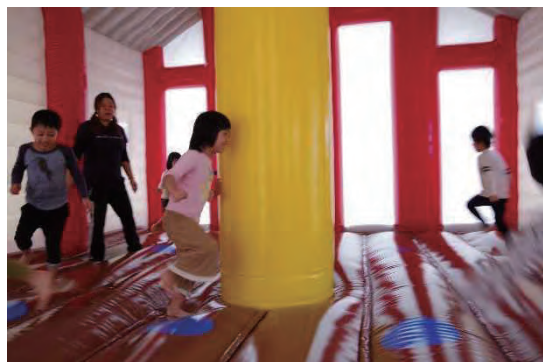
5-15 図 発掘現場の AR 長岡宮による説明



5-16 図 ヘッドマウントディスプレイ(左)やスマートグラス(右)を装着しての AR 長岡宮の体験



5-17 図 ふわふわ！朝堂 in で長岡宮の説明



5-18 図 ふわふわ！朝堂 in 内部

5) 構成要素毎の活用の現状と課題

史跡指定地を構成する諸要素毎の活用の現状と課題をまとめると以下ようになる。

表 5-2 個々の構成要素毎との活用の現状と課題

史跡指定地内	本質的価値を構成する諸要素	
		活用の現状と課題
	地下遺構	発掘調査に際しては、現地説明会を実施し、遺構の周知に努めている。 発掘調査体験等学習面でも活用している。 発掘調査は、埋没した地下遺構を見学することができる数少ない機会であることから、現地説明会の実施と一層の周知を図る必要がある。 長岡宮跡の地下遺構は、基本的に地下に埋蔵されているため、発掘調査時の映像や、遺構の模型、はぎ取り等によって必要に応じて、遺構の状況をわかりやすく理解してもらう方法を検討する必要がある。
	遺物	資料館や学校、事業所など、多方面での展示を行っている。 データの一括管理と、それらデータの情報公開方法を検討する必要がある。 遺物は、往時の状況をリアルに示す貴重な歴史の証人であることから、郷土学習等多方面での活用を推進する必要がある。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	保存を目的とする施設	—
	公開・活用施設	整備完了地については、整備施設等を活用した普及啓発（案内、イベント、パンフレットの製作・配布）を行っている。また特に平面的表示施設が大半であるため、AR長岡宮による復元映像等現地で体感できるソフト等の整備も行っている。 向日市の代表的観光資源として、ソフト・ハード両面からの一層の活用を図る必要がある。
	歴史的史跡顕彰碑と大極殿祭（無形の要素）	明治28年(1895)の設置を契機として、翌年から長岡宮跡の保存と継承を記念（祈念）する大極殿祭が実施されている。 当初は現在地より北にあった（現在の北大極殿公園）が、史跡整備に伴い、当該地に移設している。 今後も顕彰碑とともに祭の保存継承が必要である。
	その他	平成28年(2016)に追加指定された箇所(K地区)に建つ農家住宅（国登録有形文化財旧上田家住宅）の現存施設を活用した当面の利活用策が必要である。

第3節 整備の現状と課題

1) これまでの整備の概要

史跡指定地の整備は、大極殿・後殿（小安殿）の整備に始まる。昭和39年(1964)から44(1969)年度の内裏築地回廊の整備までは、京都府が公有化し、整備も実施していたが、昭和50年代からは本市が事業主体となり整備を実施している。

表 5-3 整備の経過

年度	地 区	種別	工事概要	国庫	事業主体	経費(千円)
昭和39.41年	大極殿・小安殿	整備	基壇・階段表示、小安殿基壇・柱表示	—	京都府教育委員会	—
昭和44年	内裏内郭築地回廊	整備	回廊(基壇・柱)平面表示	—	京都府教育委員会	—
昭和56年	築地	整備	築地遺構復元整備	○	向日市	22,998
昭和57年	築地	整備	築地遺構への植栽等環境整備	○	向日市	7,050
平成7年	朝堂院西第四堂	仮整備	遺跡復元盛土整備等		向日市	14,231
平成8年	朝堂院西第四堂	仮整備	散水栓設置		向日市	430
平成9年	朝堂院西第四堂	仮整備	外灯設置		向日市	50
平成9年	大極殿	整備	遺構復元植栽整備	○	向日市	5,114
平成10年	朝堂院西第四堂	仮整備	入口設置		向日市	245
平成11年	朝堂院西第四堂	仮整備	土留めブロック設置		向日市	294
平成14年	朝堂院西第四堂・南門	仮整備	整地		向日市	2,990
平成16年	宝幢	仮整備	遺跡整備		向日市	2,500
平成19年	朝堂院公園	整備	遺構保護盛土等	○	向日市	12,005
平成20年	朝堂院公園	整備	回廊等遺構表示、バリアフリー入口設置	○	向日市	31,082
平成21年	朝堂院公園	整備	便所、ベンチ等環境整備	○	向日市	33,742
平成22年	朝堂院公園	整備	説明板設置	○	向日市	3,569
平成28年	大極殿西・北面回廊	整備	実施設計、発掘調査	○	向日市	47,300
平成29年	大極殿西・北面回廊	整備	遺構保護盛土、回廊遺構表示、バリアフリー入口・アズマヤ等設置	○	向日市	49,900
平成30年	大極殿西・北面回廊	整備	植栽、説明板等設置	○	向日市	22,000
平成29年	内裏内郭築地回廊・外郭築地	整備	基本構想、庁内プロジェクト	○		1,580
平成30年	内裏内郭築地回廊・外郭築地	整備	実施設計、庁内プロジェクト	○		10,280
平成31年 令和元年	内裏内郭築地回廊・外郭築地	整備	整備工事	○		130,000
	史跡整備費計					397,360

整備は、基本的に史跡指定（追加指定）を受けて、土地の公有化を行った後に行っている。しかし、史跡指定地であっても公有化の同意が得られないもの、予算等の都合で公有地でも未整備の箇所もある。また宅地として利用されている私有地は基本的に未整備であるが、一部所有者の協力を得て敷地内に遺構表示を行っている箇所もある。今後、私有地については条件が整えば、公有化を図り整備のための埋蔵文化財発掘調査等各種調査を行い、その成果を踏まえて整備していく必要がある。

2) 指定・追加指定地別の概要

史跡指定地は当初指定から追加指定された場所毎にアルファベットをふっている。これら指定・追加指定の地区毎に、一連の土地として整備した箇所をとりまとめて整備の概要を示す。

① 大極殿公園（都市公園）：A大極殿・小安殿地区、E大極殿宝幢地区

（整備施設等は4-16図参照）

現在、大極殿公園（都市公園）として供用されている地区である。

A大極殿・小安殿地区

史跡整備は、京都府教育委員会が昭和40年(1965)3月に、向日市が平成10年(1998)3月に実施した。遺構の表示は、大極殿及び小安殿（後殿）の基壇・階段を平面的に表示整備している。保存管理施設は、史跡長岡宮跡は分散して所在するため、史跡指定に係わる「標識」や「注意札」等の施設は代表して本地区に設置されている。

整備当初、小安殿（後殿）の礎石抜き取り跡1箇所を露出し、上部に木製の箱を設置して蓋を開閉することにより見学が可能なものとしたが、ゴミが散乱するなど遺構の保存に支障をきたしたため、昭和50年代後半に向日市建設部都市計画課（公園管理課）と教育委員会において埋め戻し、花壇を設置した。

長岡宮大極殿跡顕彰碑は、平安遷都千百年記念祭に連動して、明治28年(1895)に現在の北大極殿公園に設置されたもので、埋蔵文化財発掘調査により大極殿の位置が確定し、昭和40年(1965)に整備を行う際に現在地に移設された。

長岡京遷都1200年記念碑は、鴟尾を模したコンクリート製のもので、昭和59年(1984)の長岡京遷都1200年記念事業の一環として本市が設置した。

注意札は、昭和40年(1965)に設置されたものが老朽化したため、昭和59年(1984)の記念事業時に京都乙訓ライオンズクラブの寄付を受け本市が設置した。

点字説明板は、向日市バリアフリー基本構想（平成19年(2007)3月策定）に基づき、公園入口部のスロープ化工事の際に本市が設置した。

行幸啓石碑は、平成22年(2010)3月27日の天皇皇后両陛下の行幸啓を記念し、同年11月に本市が設置した。

E大極殿宝幢地区

本地区は、間に宅地（史跡外）を挟んで東西に2分した地区である。A地区の南に接する。地区の東側は民有地で、その南半の仮整備を公益財団法人向日市埋蔵文化財センターが平成12(2000)年度に実施し、宝幢遺構2.5基を表面表示している。

西側は公有化し、平成16(2004)年度に整備を図った。整備に際しては北接する大極殿公園（A大極殿・小安殿地区）との一体化を図るとともに、平城宮跡宝幢を参考に、北山杉の間伐材を用いて宝幢2基を復元した。

表 5-4 大極殿公園（都市公園）：A大極殿・小安殿地区、B大極殿宝幢地区の整備概要

現状	地区	整備年・整備主体	整備内容
都市公園「大極殿公園」	A大極殿・小安殿地区	昭和40年(1965)3月：京都府 平成10年(1998)3月：向日市 <供用開始> 昭和40年(1965)4月1日	<整備手法> 大極殿の基壇表示、後殿(小安殿)の基壇表示、礎石表示、樹木植栽 <施設> 標識、説明板、注意札、境界標、囲い、記念碑類
			未整備：市道(道路、側溝・樹、電柱)
西側：都市公園「大極殿公園」	B大極殿宝幢地区	平成12(2000)年度：向日市 <供用開始> 平成17年(2005)8月2日	<整備手法> 宝幢遺構2基を復元、樹木植栽 <施設> 標識、説明板、境界標、囲い
東側南半：民有地(仮整備)		平成16(2004)年度：向日市	<整備手法> 宝幢遺構2.5基を表面表示
東側北半：民有地(共同住宅)			未整備：民有地(東側)の北半(共同住宅)

② 内裏公園（都市公園）：B内裏内郭築地回廊地区

(整備施設等は 4-18 図参照)

現在、内裏公園（都市公園）として供用されている地区である。

史跡整備は、京都府が昭和 42(1967)年度～43(1968)年度に実施した。

その後敷地境界沿いの生垣が 2 m 生い茂って、内部が伺いづらい状況となっていたため、平成 9 年(1997)に、防犯等の観点から生垣の裾部を中心に大幅に剪定した。剪定後に発生した道路境界沿いの土地は、遺跡に影響を及ぼさない範囲で花壇として近隣住民が活用することとなった。

表 5-5 内裏公園（都市公園）：B内裏内郭築地回廊地区の整備概要

現状	地区	整備年	整備内容
都市公園「内裏公園」※「東内裏公園」から名称変更	B内裏内郭築地回廊地区	昭和42(1967)・43(1968)年度：京都府 <供用開始> 昭和50年4月1日	<整備手法> 回廊の基壇表示、礎石表示、建物表示(詰め所か)、樹木植栽 <施設> 説明板、境界標、囲い、ベンチ

③ 築地跡（史跡公園）：C築地地区

(整備施設等は 4-20 図参照)

現在、築地跡（史跡公園）として供用されている地区である。

史跡整備は、本市が昭和 56(1981)年度に遺構整備、翌 57(1982)年度に修景整備を実施した。

史跡内には道路用地が含まれていたため、築地の犬走りに相当する部分として整備し、公園灯を兼ねた街灯を設置して通行人の安全確保に努めた。史跡内の園路（通路）

は、現在でも向日市道第 6017 号として認定されている。

敷地の大半が築地遺構の立体的な整備であった為、都市公園としての要件が満たされず、文化財用地として教育委員会が維持管理を実施している。

表 5-6 築地跡（史跡公園）：C 築地地区の整備概要

現状	地区	整備年	整備内容
文化財管理地 （史跡公園）	C 築地地区	昭和56(1981)、57(1982)年度 ：向日市	<整備手法> 築地遺構を盛土の上基壇部を表示、水路敷きを暗渠とし園路として整備、樹木植栽 <施設> 標識、説明板、境界標、囲い

④ 朝堂院公園（史跡公園）：D・H2・G朝堂院地区

（整備施設等は 4-17 図参照）

現在、朝堂院公園（史跡公園）として供用されている地区である。

当該地に所在する朝堂院西第四堂、朝堂院南面・西面築地、朝堂院南門及び南面回廊・楼閣の各遺構の位置を直上において平面的（一部立体的）に表示整備した。

朝堂院西第四堂跡は階段の位置・規模が明確でないことから、基壇位置のみを明示した「盛土・芝張り植栽」を採用することとした。

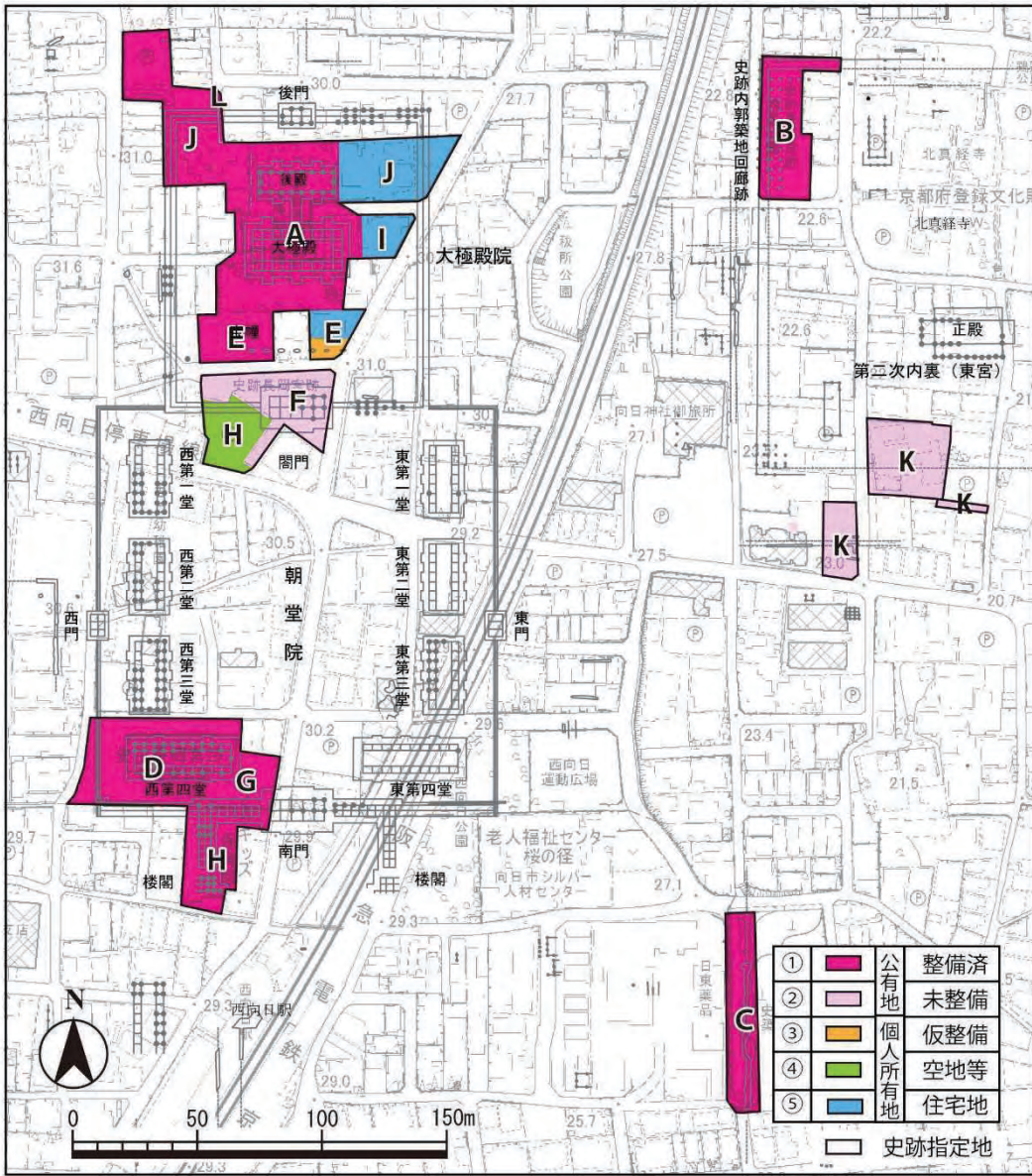
朝堂院南門、南面回廊、南面・西面築地、朝堂院南門及び南面回廊は、活用面等から基壇部分を縁石による表面表示の方法を採用した。

楼閣跡とされる礎石建物跡（翔鸞楼相当施設）については、楼閣跡およびこれに接続する回廊の基壇位置を縁石によって平面的に表示し、礎石（柱）の位置を円形に加工した石材で明示し、このうち楼閣部分は 0.4m 立体的に柱状に立ち上げ、高さで遺構の違いや重要性を表現するとともに、史跡内での休憩のためのベンチや遊具的役割を果たせるようにした。

また遺構の存在しない敷地の北東部に案内所を整備した（57.6 m²、うち休憩室 28.35 m²）。整備施設は「公園案内所」として案内・情報提供を行い、案内員も常駐し、史跡見学の拠点となっている。この他、説明板等を整備した。

表 5-7 朝堂院公園（史跡公園）：D・H2・G朝堂院地区の整備概要

文化財管理地 （史跡公園）	D朝堂院西 第四堂地区	平成19(2007)～22(2010)年度 ：向日市	<整備手法> 朝堂院西第四堂跡の表示（盛土・芝張り植栽）、西面築地跡の表示、南面回廊跡の表示、礎石建物跡（翔鸞楼相当施設）の表示、朝堂院南門跡の表示、樹木植栽 <施設> 案内所、説明板、ベンチ
	H2朝堂院南 面回廊地区		
	G朝堂院西 第四堂・南 門地区		



5-19 図 史跡指定地の整備状況

3) 構成要素毎の整備の現状と課題

史跡指定地を構成する諸要素毎の整備の現状と課題をまとめると以下ようになる。

表 5-8 個々の構成要素毎の整備の現状と課題

史跡指定地内	本質的価値を構成する諸要素	
		整備の現状と課題
	地下遺構	これまでの整備でも、整備にあたり遺構の保存を大前提としており、今後の整備でも同様である。 地下遺構の露出展示等は、保存上から難しい課題が多いため、模型やソフトの活用等による遺構の情報提供手段を検討する必要がある。
	遺物	情報化のためのデータベースの整備や、公開活用策（HP等）を検討する必要がある。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	保存を目的とする施設	追加指定等に際しては、まとまりのある地区毎等に設置し、史跡の周知を図る必要がある。
	公開・活用施設	公有化した箇所は、順次史跡整備を実施している。 パンフレットや史跡案内板の整備、AR等ソフトの充実を図っている。 未整備地は計画的に史跡整備する必要がある。 修景植栽の中には、変形し大きく倒れ込んだもの（内裏公園のカイズカイブキ）、遺構表示上で灌木が大きく育って（大極殿及び小安殿）遺構表示部分が解りにくくなっているものがある。 初期の整備から約50年が経過しており、整備施設の劣化破損（大極殿・小安殿表示施設の破損等）がみられるため、適宜リニューアルが必要である。
	歴史的史跡顕彰碑と大極殿祭（無形の要素）	史跡整備に伴い移設設置され、現状保存されている。 顕彰のための、説明板（大極殿祭の解説も含む）等の設置を検討する必要がある。
	その他	大極殿の中央に位置する市道は、長岡宮でも最重要遺構である大極殿跡を分断する形で通っている。面的な整備のためにも、道路部分の整備に向けての条件整備（道路沿道私有地の公有化等）を推進する必要がある。

	
大極殿基壇表示施設の樹根による破損	後殿中央部旧花壇の縁石（レンガ）の破損
	
柱跡表示が破損し雑草が生える（後殿跡表示）	大極殿院宝幢立体表示部の木材の部分腐食
	
整備当初の大極殿の遺構表示状況	（同左）現在は灌木が巨大化し遺構表示部が見えづらい
	
内裏公園修景植栽 樹木が敷地内側に大きく傾く	朝堂院公園張芝 通勤等通り抜ける人の通行で道状の裸地となる

5-20 図 整備施設の現状

第4節 運営・体制の現状と課題

史跡長岡宮跡の管理団体には向日市が指定（昭和 49 年(1973)）されており、史跡の統括管理は、教育委員会文化財調査事務所が行っている。

公有地で整備が完了した箇所の維持管理は、第3章第2節6) ②管理・土地利用状況でふれたが、都市公園として建設部（公園交通課）が維持管理しているもの（大極殿公園・内裏公園）、教育委員会が直接維持管理しているもの（朝堂院公園・築地跡）がある。また市道は、道路整備課が維持管理している。その他公有化された用地で未整備地、民有地で一部遺構の平面表示をしている部分、都市公園のうち遺構表示施設や説明板等保存管理施設等は占用物件として教育委員会が維持管理している。

このように、維持管理だけでも管理組織が複数あるため、情報の共有や史跡としての取扱いの共通認識を持つよう、組織間の連携が課題となる。

また私有地の所有者との連絡窓口については向日市を代表する窓口を設定するなど、円滑な管理体制づくりが必要である。

管理団体である向日市（教育委員会）では、以下に示すような史跡の保存や活用に関する施策や事務を行っている。

【保存に関する分野】

法的措置：史跡の追加指定、現状変更等の許可申請に係わる事務

行政的措置：指定地の土地の公有化、保存管理・整備等に関する計画立案、日常的な維持管理に関する施策

技術的措置：説明板等保存施設の設置・更新等、日常的な維持管理（都市公園以外の公有地）

【活用に関する分野】

公開：史跡の公開

諸施設の設置：情報提供や見学のための諸施設の設置

立案・宣伝：公開・活用に関する企画・立案・宣伝。学習材料の提供。ソフトの開発等。

運営：ボランティアガイドの育成支援 等

これらについては、関連する組織（公益財団法人向日市埋蔵文化財センター等）との協働による活用の施策の実施や維持管理の協力体制づくり、教育委員会内でも文化財調査事務所と文化資料館など密接に関連する組織による活動等をさらに円滑に行うための取組みが必要である。

